

サッカースタジアムについて意見を聴く会開催要綱

(開催)

第1条 広島市中区の中央公園広場におけるサッカースタジアム建設の基本計画の策定に当たり、有識者等からの意見を幅広く聴くため、サッカースタジアムについて意見を聴く会（以下「意見を聴く会」という。）を開催する。

(意見聴取)

第2条 意見を聴く会において、次に掲げる事項についての意見聴取を行う。

- (1) サッカー場としての機能・仕様に関すること。
- (2) サッカースタジアムや中央公園広場に導入する賑わい機能に関すること。
- (3) その他サッカースタジアムの建設に関すること。

(構成)

第3条 意見を聴く会は、次に掲げる者の出席をもって開催する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体及び関係機関に属する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(意見を聴く会)

第4条 意見を聴く会は、市長が必要と認めるときに開催し、事務局がこれを進行する。

- 2 意見を聴く会は、公開とする。ただし、市長が必要と認めるときは非公開とすることができる。

(事務局)

第5条 意見を聴く会の事務局は、広島市都市整備局緑化推進部公園整備課スタジアム建設担当とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、意見を聴く会の運営に必要な事項は、都市整備局長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、意見を聴く会としての役割を終えた日にその効力を失う。